

# 宮城県多文化共生社会推進計画の概要

## 第1 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨
  - 「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」第7条に基づき、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定
  - 今後の多文化共生推進施策の基本的方向性と取組方針を提示
- 2 計画策定の視点
  - (1) 「住民施策」としての位置付け
 

「多文化共生」は、国際交流、国際協力とともに、地域の国際化の柱地域の中に暮らす外国人を対象としていることから、住民施策の一環という視点が必要
  - (2) 課題の明確化
 

H16、17年度のみやぎ外国人懇談会  
H18年度のアンケート調査  
H19年度の実態調査等により、現状と課題を明確化
  - (3) 役割分担と連携
 

新たな視点による社会の構築であることから、役割分担と連携により目的を実現
- 3 計画の性格
  - 条例第7条における「多文化共生社会推進計画」として策定
  - 総務省が策定を推奨している「地域における多文化共生推進プラン」として位置付け
  - 県政の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」の個別計画として位置付け
- 4 計画の対象期間
 

平成21年度から25年度の5年間  
外国人県民等の状況に著しい変化が生じた場合は5年を待たず見直し
- 5 計画策定の方法
 

条例第7条第2項、第3項に基づき宮城県多文化共生社会推進審議会に諮問  
パブリックコメント、説明会を実施

## 第2 外国人県民等の現況と基本理念

- 1 宮城県における外国人県民等の現況
  - 本県における外国人登録者  
平成19年末 15,976人  
(過去10年間で1.52倍)  
県人口の0.68%
  - 国籍別登録者  
中国籍が最多、以下韓国・朝鮮、フィリピンとアジア諸国が上位
  - 在留資格別の状況
    - ・永住者 外国人全体の34% (約5,400人)  
内訳 特別永住者(約2,300人)  
一般永住者(約3,100人)  
一般永住者は、日本人の配偶者等から在留資格を変更した例が多い
    - ・非永住者 日本人の配偶者等 12.5% (約2,000人)
    - ・一般永住者、日本人の配偶者等は、すべての市町村に登録

↓

本県の外国人県民等の特徴：  
永住、長期に滞在する外国人県民等が各地域に点在して生活
- 2 条例に定める基本理念
  - (1) 国籍や民族等の違いにかかわらず県民の人権が尊重される社会
  - (2) 国籍や民族等の違いにかかわらず県民が地域社会に参画できる社会
  - (3) 県、市町村、事業者、県民が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

↓

多文化共生社会の実現により豊かで活力ある宮城へ

## 第3 外国人県民等を取り巻く現状と課題

- 1 外国人県民等に対する理解の不足・認識の低さ
  - ・一部の県民に誤解や排他的な考え方あり
  - ・行政機関でも外国人県民等を地域住民としてとらえる意識が低い
  - ・外国人県民等の中にも地域社会に溶け込もうとしない人が存在

↓

外国人県民等と受け入れる地域社会双方への基本理念のさらなる周知が必要 → 基本理念の啓発
- 2 コミュニケーションの困難さ
  - ・日本語が十分できないため、配布物の理解ができず、生活上必要な情報の入手が困難
  - ・公共交通機関の利用、地図・道路標識の理解等も困難
  - ・病院の受診や救急車の要請等に際しては生命・安全に関わる場面も発生

↓

外国人県民等が理解できる情報の提供が必要 → 多言語化支援
- 3 学習の機会の不足
  - ・日本語講座の開催は36市町村中13市町村にすぎず
  - ・外国人県民等から「日本語講座を増やしてほしい」、「日本の生活習慣を学ぶ機会がほしい」との要望あり

↓

日本語・日本の生活習慣等について学習する機会の確保が必要 → 学習支援
- 4 家族問題の増加・複雑化
  - ・日本人の配偶者等が県内に点在し、孤立しやすく、精神的ストレスを感じやすい環境
  - ・外国人県民等やその家族からの家庭生活に関する相談が増加、内容も深刻化
  - ・子どもの母国語・母国文化の維持が困難

↓

外国人県民等はもとより家族全体に対する支援が必要 → 家族サポート
- 5 活躍の場の不足
  - ・多くの事業所に外国人県民等の雇用の不安あり
  - ・外国人県民等から「能力を発揮するチャンスがない」という声あり

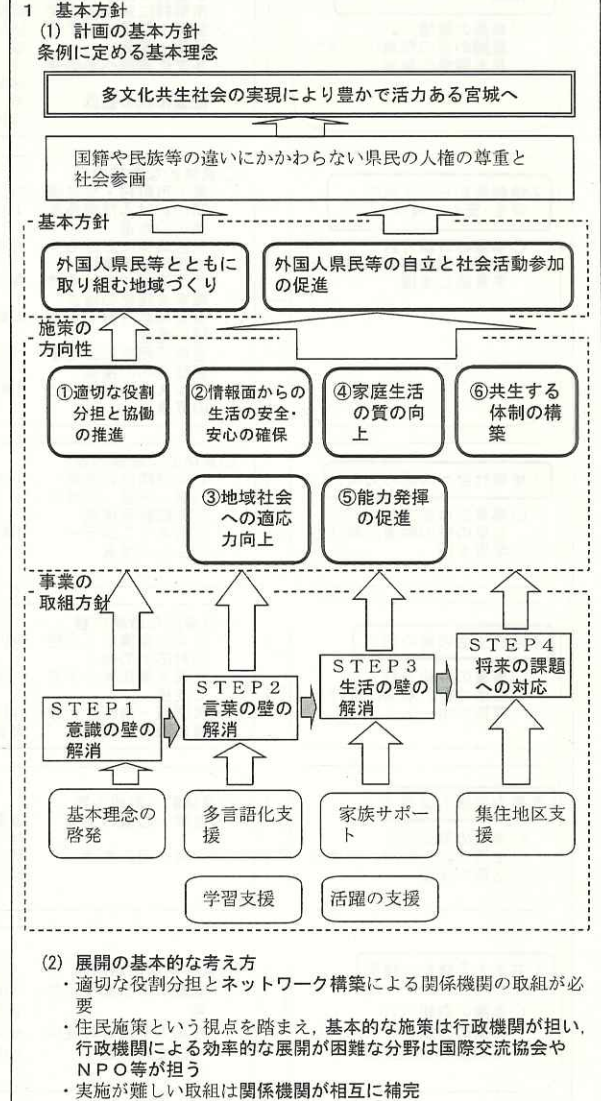
↓

日本語能力があり、意欲のある外国人県民等に対する就労支援と人材活用が必要 → 活躍の支援
- 6 外国人県民等の急増
  - ・製造業の企業進出に伴う外国人県民等の増加を想定
  - ・急増すると地域社会の対応が困難、恒常化により地域住民から隔絶した状況となるおそれあり

↓

一時的な急増には、速やかな支援と地域への啓発、集住の恒常化には、更に外国人県民等の地域社会への適応促進が必要 → 集住地区支援

## 第4 基本方針と施策の方向性



第4 基本方針と施策の方向性

2 施策の方向性と事業の取組方針



第5 計画推進のために

- 1 計画の進行管理  
推進施策を事業化し実施。県が実施した取組について、毎年度県議会に報告
- 2 役割分担とコーディネート
  - (1) 役割分担
    - ・県民の役割  
国籍, 民族等にかかわらずすべての県民が, 地域づくりの主体としてあらゆる分野において多文化共生を推進
    - ・市町村の役割  
最も身近な行政機関として生活に密着した支援の実施  
地域における基本理念の普及啓発, 推進体制の整備
    - ・県の役割  
全県的な基本理念の普及啓発, 情報配信  
広域的な課題への対応, 先進分野に関する取組  
市町村, 関係機関の取組の促進, 支援
    - ・(財)宮城県国際交流協会の役割  
多文化共生推進の取組の継続  
県, 市町村, 関係機関に対する専門的, 技術的支援  
人材の育成, 先進分野に関する取組
    - ・市町村国際交流協会・NPO  
市町村, 関係機関との連携による取組の推進  
(関係機関との協働の推進, 人材の育成, 先進分野に関する取組)
    - ・教育機関  
教育の充実, 多文化共生の推進を担う人材の育成  
地域の関係機関との連携
    - ・事業者  
事業活動における多文化共生の取組の推進
  - (2) 地域におけるコーディネートの重要性
    - ・コーディネートの重要性  
外国人県民等のニーズと地域課題を収集, 一方で, 社会資源を把握し, ニーズ・課題に即した取組を行うことが必要
    - ・地域的課題や生活に密着した支援  
→ 市町村がコーディネート
    - ・全県的な課題, 先進的, 広域連携等による取組  
→ 県がコーディネート
- 3 推進体制の整備
  - ・「宮城県多文化共生社会推進審議会」:  
多文化共生の状況を調査審議し, 県に提言
  - ・「宮城県多文化共生社会推進連絡会議(仮称)」:  
行政機関, 事業者, 関係機関等により設置し, ネットワークの基盤を構築
  - ・「多文化共生センター」:  
(財)宮城県国際交流協会を位置付け, 専門的・技術的支援を行うとともに, 多文化共生のけん引役を担う